

住民監査請求 監査結果の公表

平成25年9月13日及び同月24日受理した住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行った結果を次のとおり公表します。

- 松前町職員措置請求（松前病院改築構想策定）……P 1～9
- 松前町職員措置請求（松前病院修学資金貸付）……P 9～15
- 松前町職員措置請求（松前病院診療報酬過剰請求）……P 15～24

松前町職員措置請求（松前病院改築構想策定）監査結果

1 請求書の受理

(1) 請求人

住所 松前郡松前町字
職業
氏名 A

(2) 請求書の提出日

平成25年9月3日

(3) 請求書の要件審査

この松前町職員措置請求書については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、平成25年9月13日付けで受理した。

2 請求の要旨

（原文のまま記載した。）

平成2年11月1日に多くの町民の期待と不安の中、新生松前町立松前病院（以下「松前病院」という。）が北海道より移管開設され、

爾来23年余を経過し、多くの関係者の努力の積重ねの上に今日の松前病院が存在していることを忘れてはなりません。松前病院は、松前町の病院であり、松前町民の財産であることを私どもは再度確認したいものです。

松前病院は、平成21年度よりそれまでの地方公営企業法（以下「法」という。）の一部適用から全部適用へと、さらに経営の最高責任者である事業管理者を平成24年10月より開設者である松前町長から現病院長へと変更したものです。故に、今回監査請求する事項の最終責任は、開設者である松前町長はもちろん、病院事業管理者であるB病院長です。

また、管理者を補佐すべき病院事務局長であり、企業出納員でもあったC前事務局長も同罪です。

以下の請求事項に関して、平成24年度松前町病院事業会計決算審査意見書に

も監査委員が一部指摘記載していること認識していますが、私どもは過去における全ての状況について町民の前に明確にすべきであると考えます。

具体的請求事項

松前病院は「松前病院改築構想」を策定するとの名目で、平成23年4月12日・同年12月30日及び平成24年7月31日にDへ「松前町立松前病院改築に伴う基本計画案作成」と称して総額3百16万8千9百円を、予算措置等の正規な手続きも経ず、契約書の締結もなく、支出科目も曖昧なまま支出してきた。

この事実は、松前町議会第2回定例会の質疑の中で明確となったことから、この支出は違法であり、返還させるなどの措置を講ずるよう勧告することを求める。また、平成22年9月1日から平成24年7月10日まで延9回にわたり、総額5万9千5百80円を上記記載の

Dへ旅費として支出したことも違法であり、同様に返手続き等講ずるよう勧告することを求める。

上記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

添付された

事実を証する書面

- 1 松前町立松前病院改築に伴う基本計画案作成に係る請求書写し（平成23年3月20日請求）
- 2 上記1基本計画案作成に係る支出伝票写し
- 3 松前町立松前病院改築に伴う基本計画案作成Ⅱに係る請求書写し（平成23年12月15日請求）
- 4 上記3基本計画案作成Ⅱに係る支出伝票写し
- 5 松前町立松前病院改築に伴う基本計画案作成Ⅲ―2に係る請求書写し（平成24年6月25日請求）
- 6 上記5基本計画案作成Ⅲ―2に係る支出伝票写し

- 7 公文書不開示決定通知書写し
- 8 平成22年度建設工事等指名願受理一覧表（建築設計）写し
- 9 平成23・24年度建設工事等指名願受理一覧表（建築設計）写し
- 10 旅行命令簿（町外用）写し（平成24年度・命令番号129）
- 11 上記10旅行命令に係る支出伝票写し
- 12 旅行命令簿（町外用）写し（平成23年度・命令番号414）
- 13 上記12旅行命令に係る支出伝票写し
- 14 旅行命令簿（町外用）写し（平成23年度・命令番号352）
- 15 上記14旅行命令に係る支出伝票写し
- 16 旅行命令簿（町外用）写し（平成23年度・命令番号152）
- 17 上記16旅行命令に係る支出伝票写し
- 18 旅行命令簿（町外用）写し（平成22年度・命令

- 19 番号447）上記18旅行命令に係る支出伝票写し
- 20 旅行命令簿（町外用）写し（平成22年度・命令番号298）
- 21 上記20旅行命令に係る支出伝票写し
- 22 旅行命令簿（町外用）写し（平成22年度・命令番号254）
- 23 上記22旅行命令に係る支出伝票写し
- 24 旅行命令簿（町外用）写し（平成22年度・命令番号178）
- 25 上記24旅行命令に係る支出伝票写し

3 監査の実施

法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

（1）監査の対象部局

松前町立松前病院

（2）監査対象事項

当監査委員においては、本件措置請求の全てを対象として、以下の点について、

判断した。

①本件支出に関する違法性又は不当性の有無

②違法又は不当な点が認められる場合に、松前町の損害の有無

③松前町に損害が生じている場合に、その損害補填の措置

（3）書類の調査

松前町病院事業管理者に対して平成25年9月4日付で関係書類の提出を求め、書類調査を行った。

（4）請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項及び住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述等に関する取扱基準（平成25年松前町監査委員告示第4号。以下「基準」という。）第3条第1項の規定に基づき、平成25年9月20日に陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出はなかったが、陳述を行った。その際関係職員に対し

て、法第242条第7項及び基準第4条第1項の規定に基づき、陳述の立会いを認めるところ、関係職員3名が立ち会った。

（5）関係職員の陳述

関係職員に対して、基準第5条第1項の規定に基づき、平成25年9月20日に陳述の機会を与えたところ、

関係職員3名が陳述を行った。その際請求人に対して、法第242条第7項及び基準第6条第2項の規定に基づき、陳述の立会いを認めるところ、請求人が立ち会った。

（6）関係職員の調査（事情聴取）

松前町病院事業の関係職員（元、前職員含む。）5名の調査（事情聴取）を平成25年10月11日に行った。

4 監査の結果

（1）請求人の主張

職員措置請求の要旨に加え、請求人から次のような

陳述があった。

（陳述内容をそのまま記載した。）

それでは発言をさせていただきます。まず、追加資料等は特にございません。

まず、今回松前町職員措置請求という形で住民監査請求をさせていただきました。その具体的、この松前

病院改築構想策定に関する部分について、具体的請求事項について申し述べます。

松前病院が松前病院改築構想を策定するとの名目で、平成23年4月12日、同年12月30日及び平成24年7月31日にDへ、松前町立松前病院改築に伴う基本計画案作成と称して総額3億16万8千9百円を予算措置等の正規な手続きも経ず、契約書の締結もなく支出科目も曖昧なまま支出してきました。この事実は松前町議会第2回定例会の質疑の中で明確になりましたことから、この支出は違法であり、返還させるなどの措置を講ずるよう勧告することを求める

ものであります。

また、平成22年9月1日から平成24年7月10日まで延べ9回に渡り、総額5万9千5百80円を上記記載のDへ旅費として支出したことも違法であり、同様に返還手続き等を講ずるよう勧告することを求めるものでございます。

次に、監査請求に至った動機について、少し説明をさせていただきますと存じます。

まず、この件に関しましては、私共町内会長へ4月の段階で当初、この病院の人事問題についての話がございました。その後、6月定例会の一般質問、それから条例審議、それから8月5日、6日の町民懇談会、これらを全て私としては傍聴なり参加をさせていたいただきました。聞いてまいりました。ただ、その中で様々な疑問が生じてきたわけでございます。その間、B院長先生の直接のお話を聞く機会もございましたけれど

も、残念ながらそれらの私の抱いた疑問に対しては、

お答えにはなっていないだけなかつたように存じます。その中で、今回の病院の改築構想の策定部分とは若干異なるんですけども、こういう発言がございました。これは診療報酬返還に関してでございますけれども、

8月の確か5日の町民懇談会の総合センターで行われた席上ですけれども、B院長はこのように申しました。

町民の方々には一切迷惑はかけていない。病院で返還してきたものだからというお話をされました。本当にそういえるのかどうか。私にはこれは大きな疑問であるように感じたのと同様に、この改築構想策定の部分についても疑問を感じているわけでございます。

これは病院管理者宛ばかりでなく松前町長の方にも提出

致しましたけれども、13件に渡って公文書の開示請求を行ってまいりました。病院から残念ながらスムーズに開示されてこない印象が非常に強うございます。確かに、事務的な決裁等々の関係ですとか、そういう中

であるのかもしれませんが、ただ、個人情報等を盾に取ったり、不当に町民に混乱を生じせしめる恐れがあると

の理由で開示しないことなら、非常に残念なことでございます。そこには、私共町民に触れてほしくない内容のもの、疑惑が隠されていると私は感じました。その中でこの決算審査の監査委員の意見書、12項目に亘り指摘事項の公表、大変、私としては感銘を受けた次第でございます。今まで見過ごされてきた、指摘しても口頭のみであったりしたものも、明確に意見書に記載をさせていただいたわけでございますので、私として

はこの意見書というものが非常に参考になった次第でございます。私としても、

開示請求により得た情報や資料、更には様々な方から寄せられた情報を元に苦渋の判断ではございましたけれども、松前病院を相手に今回監査請求を起こした次第でございます。

一昨日の北海道新聞の報道により、多くの町民の方が事の真実というものを、初めて明確に明らかにされたんではなからうかというふうに私は思っております。

それでは、具体的な請求内容について陳述申し上げます。まず、先程申し上げました措置請求書の中にも記載致しましたけど、まず、予算措置をしていない。この病院改築構想の策定の中で、予算措置が一切なされていない。確か6月定例会、たつたと思いますが、E局長より既存の予算の中で対応した。いう表現がございます。では、いったいこの既存の

予算ってのはいったいどの
予算か。病院事業会計では、
当初予算の段階で細目に渡
る予算の説明資料を出して
ございます。ところが、決
算に至ってはその細目に渡
る説明資料は出してござい
ません。ですから、私共は
一切知る術がございません
ですから、予算措置されて
いるということであれば、
そのどの科目から出した
のか、それを明確にしてい
ただきたいということが、
私としてはございます。

次に予算措置をされてい
ないものは、基本的には支
出は出来ません。これは当
然企業出納員たる会計責任
者が当然チェックをするわ
けですから。当然そのチェ
ックをする中で、予算措置
をされているか否か、それ
から法律や条令等に違反し
ていないか、それらを全て
チェックした上で支出命令
を発せるものですから、当
然そういう中で予算措置さ
れていないものは基本的に
は支出出来ないというふう

に考えるものでございます。
それから、私は先程支出
科目も曖昧なままという表
現を致しました。なぜ、今
回手数料で支出をされてご
ざいます。手数料というの
はいったいどういう科目の
性質なものか。これは皆さ
ん方既にご承知かと思いま
すが、本来的には、手数料
をちよつと読みますと、地
方公共団体が特定の個人等
から役務の提供を受けた場
合に支払う経費だというふ
うに記載されてございます。
それから委託料。本来、
私はこれは委託料から支出
すべきものだというふう
に考えているわけですけど。
委託料は地方公共団体がそ
の権限に属する事務事業等
を他の機関、または特定の
ものに委託して行わせる場
合に、その反対給付として
支出する経費である。とい
うふうの規定されています。
その中に当然設計委託料等
という表現もございます。
ですから、本来的にはなぜ
委託料から支出をしてこな

かったのか。そこに私は、
この中で契約書を作成して
いないということが関係し
てくるものだというふう
に判断してございます。契約
書は作成してないという部
分に関していいますと、当
然契約書に基づいて支出の
最大の根拠となるべき検査
調書。これは実は決算審査
の意見、特別委員会でもF
監査委員が表現をしており
ましたけれども、今回のこ
の病院改築構想策定の部分
に関して一番の問題は何か
という、確かG委員の質問
だったと思いますけれども、
それにF監査委員が検査調
書はないというふうに確か
答弁してたと思います。私
もそのとおりだと。検査調
書というのは、いったいど
ういう仕様に基づいて、ど
ういうふうにやったからこ
れに基づいて、この請求書
が上がって、それに基づい
て企業出納員が支出したん
だという。いわゆるシステ
ムが明確になるわけですか
ら、検査調書がない中では、

本来的に支出すべき根拠は
ないというふうにも私も断言
するものでございます。
それから、今回9月の定
例会の中で様々な参考資料
が提示をされました。私も
後日その参考資料を見せて
いただきました。その中で、
いわゆる事前の決裁という
ものをとったということ
で、平成22年6月22日付の
前事務局長のCさんからDさん
宛の、いわゆるアドバイ
ザーへの依頼という文書が
ございます。その中に何点
か疑問を抱かせるものがあ
りましたので、ちよつとそ
の点を指摘をさせていた
きたいと思えます。この中
で、依頼内容の3番目に旅
費等は病院規程に基づき支
給という表現がありますが、
残念ながら病院規程の中に
は、他者に対する、いわゆ
る病院職員以外に対する旅
費の支給規定はありません。
これ、私も規定を全部ひつ
くり返して見ましたけれど
も、どこにもそういう旅費
規程はございません。もし、
それを仮に根拠にするとす
れば、一般会計の方で実施
しているいわゆる旅行依頼
に基づくものだというふう
に考えますけれども、残念
ながら旅行依頼の依頼文書
も作成されていないという
ことでございます。です
から、この中では旅費等は病
院規程に基づき支給という
表現になってますけれども、
残念ながらそういう形には
なっていないということが
指摘出来るかと思えます。
それから、この中で6月
22日のさつき前段申し上げ
ました文書。それから8月
2日付の町長への伺い文書。
アドバイザーの委嘱につい
てという中で、報酬、会議
等の出席の報酬は別途定め
るといふふうな表現がござ
います。それから委嘱期間
は22年9月1日から構想平
面図及び内容資料の作成が
完了し、関係機関との協議
終了までとすると、またこ
のアドバイザーの委嘱は生
きているという形になろう
かと思えますが、なります

が、本当に生きているのかどうか。その辺が定かではありません。

それから、報酬の問題について私は開示、公文書の開示請求の中で、支出した全ての項目を求めたわけですが、出してきたのはいわゆる図面の手数料で支払ったものと、それから先にいきました旅費の関係だけしか出てきていません。ですから、報酬は支払ったのかどうかというのは、今の段階では明確には出来ませんが、この点については後日また公文書の開示請求なりをして、事実の究明に努めたいというふうに考えてございます。

ただあればありがたいというふうに思っております。

それから、もう1点。6月22日のアドバイザーの依頼文書の中で、見積もりをいただければ助かりますが、打合せ後でも結構です。見積書の請求を出していただけます。見積書等についても実際あったのかどうか。当然見積もりを得るということはどういうことかというところ、当然その後も本来でしたら予算措置等々に繋がるものから。ですから、本来的には予算措置がこの見積書が提出された段階で、次の議会なりで予算措置をする機会はいくらでもあったわけでございます。ですけども、そういうことを一切省略し、残念ながら私共には違法な支出という指摘を受ける大きな要素になつたのではないのでしょうか。

また、旅費につきましては先程申し上げましたとおり、病院規程にその記載がないばかりか、その手続きすらも行っておらず、これも同様に返還を命ずるよう勧告をお願いしたいと思います。以上でございます。

(2) 関係職員の主張

① 松前町病院事業管理者から次のような陳述があつた。(陳述内容をそのまま記載した。)

病院の建物は現在の一番古い部分は昭和53年の1月から使っております。老朽化が著しく、また狭猿になつております。また配管の錆びもあり、漏水などもございました。ボイラーの劣化もあり亀裂が入つて修理したこともございました。エレベーター会社からは交換部品がないので、早く7百万円出して交換せよというような指摘もいただいております。また漏電の心配

などもございます。冷暖房も行き届かず、暑すぎる寒すぎる、そういった声も聞かれます。西側の部屋は夏の西日で大変暑い状態が続きますが、その暑い夜、適切な冷房を使うことが出来ません。また、ボイラーマンの雇用、それからボイラーの稼働にかかる出費も多額にのぼっております。

これらは良質の医療を提供する上で、著しい支障を来しているというふうに考えております。

病院の建物に関しましては、病院運営協議会や議会でも質問いただいており、早く構想づくりを進めよといったご意見も承っております。前町長とも協議をしまして、前町長からは構想づくりをせよという指示をいただいております。また、構想づくりについてアドバイザーを依頼することについても町長の決裁を得て、話を進めなさいということでしたので進めていた次第でございます。また、

アドバイザーからは承諾書を得ておりました。アドバイザーからは国土交通省の定める基準でもって支払をしております。

国有未利用地につきましては、函館開発建設部の官舎跡地666平米が建設候補地に隣接しておりますので、従来からその土地を手に入れたいというのが病院側の考えでございました。24年の1月でしょうか、その土地の病院への譲渡の手続きがなかなか進まないことから、その土地が一般競争入札になりそうになつたわけですが、病院としての構想づくりの下図などが立つたことが役に立ち、2年間の猶予をいただけるというようになつております。また、病院づくりのためということであれば半額程度でお譲りいただけるといふような見込みとなつております。なので、その購入が急がれているところですが、そういう構想づくりという先行行為がないと国を納得

させて、その土地に対してご猶予いただくことは出来ないということでございます。

このようなことから、構想づくりを行うことは病院事業のみならず、町民にもまた松前町にも利益があったものと考えますし、また違法性はないものと。このアドバイザーを依頼して、下図を作ったのは本格的な本格的な病院改築事業の手前の試案、試みの案づくりであったと、こういう理解でございます。

請求者のご理解、また監査委員の深いご理解をよろしくお願い致します。以上です。

②前松前病院事務局長から次のような陳述があった。(陳述内容をそのまま記載した。)

陳述をさせていただきたいと思えます。事業管理者と重複する部分かなりあるかと思えますけれども、細かい部分にも触れたいな

と思ひまして、少しお話をさせていただきますと思います。

当病院は現在地に53年、昭和53年に道立松前病院として建設されておりまして、36年を経過して、ご存知のとおり老朽化が著しく、療養環境も年々悪化してるということでございます。病院本体の附帯の老朽化はもちろんそうでありまして、中でも、特に先程お話あったボイラーはじめ給排水衛生暖房、電気施設などの附帯設備の痛みが激しく、近年は電気設備の漏電、水道施設の漏水、暖房施設の故障が頻発し、患者さまの安全の確保に大きな心配と不安を感じながら、病院運営を行ってきておりました。その補修のために毎年大きな財政負担をしているところであり、皆さまご承知のとおりでございます。

更に増加する現在の外来入院患者数にあって、現施設は非常に狭狭であり、狭く標準的な医療サービスを

提供させていただくには、非常に厳しい状況にあるということもご存知のとおりでございます。

このような状況下にあつた中で、平成20年に町の支援を受け、初めて単年度黒字を達成以来、病院事業黒字化を続け、平成24年度は過去最高の黒字を達成することが出来るようにまですたわけてございます。黒字化は平成20年度から小児科医を除くほとんどの医師が、総合診療医で占める現在のようない体制になりました。以降、地域医療拠点病院として、地域で地域医療に従事する医師及びコメディカルからの研修病院としての役割を担い、全科診療医等の育成に全力を傾け、教え学び、診察する、診療する地域医療モデル病院づくりを推進するとの病院改革プランで計画した、本格的診療体制が構築され、若い医師、研修医、研修生が数多く集まる病院になったこととあります。これにより

医療レベルの質・量の向上に繋がり、他職種も含め、病院全体のレベルとモチベーションの向上が図られ、患者さまの信頼も徐々に得られてきたものが、単年度黒字に至った主なる要因であると考えています。また、ボランティアをはじめ、キルトサークルなど展示ボランティアなど数多くの町民の皆さまのボランティア、ご支援をいただいていることも大きな病院の支えであり、要因、黒字要因の一つであると思っております。

このような中で、平成22年頃から町議会の一部の皆さまを含む15人で構成される病院運営協議会をはじめ、町議会においても病院経営が黒字基調になり、人工透析、特定検診をはじめ様々な医療サービスが出来るようになった現診療体制を長く維持するために、早急に改革に向けた病院としての構想づくりをした方がよいとの要望を、数多くいただいております。

前町長からそれを受け、早急に構想づくりをするように指示があり、既定の予算の中で対応したところでありまして、院内では運営会議、これは最高会議というか、院長、副院長、看護部長、事務局長、事務局次長で構成するメンバーがメインとして、毎月定例会、もちろん必要に応じて随時構想づくりの検討に入ったわけでございます。

その中で、文書による構想づくりでなく、目に見える構想づくりにしていきたいということから、最低でも各部署の配置・間取り等正確なものが一目でわかる平面図を作ろうということになったわけでございます。以前りハビリ棟、先程も申し上げましたけれども建築を担当、更に設計を担当、更に医事、現事務室の拡幅、会議室棟の増築等を手掛け、病院の構造を熟知している一級建築士の方に改築アドバイザーとして、前町長の決裁をいただき、

嘱託を致しました。

アドバイザー委嘱にあたっては業務内容、国の建築士に対する報酬等を作成使料の支給の基準として、町の旅費等の支給基準を提示しながら、文書により相互確認の上、本人から承諾を得てアドバイザーとして委嘱したわけであり、

実際の支給にあたっては当人から業務実績が明らかに明細書添付の上請求していた、当院で確認の上、支出してきたところがございます。一方、改築アドバイザーから構想づくり平面図案をはじめ、専門的アドバイスを各部署のスタッフにしていた、各部署で構想づくりの作業が始まったわけでござい

あります。何度か図面は作り替えたことよって、額が多少大きくなったという背景がございます。これは、やはり各部署の様々な思いがあつたということでございます。現町長につきま

しては、院内で決定した最終の図面をはじめ、資料を既に昨年の町長になられた時にお渡しをされているところ

であります。その際には前町長及び現町長に対して、病院は町づくりにあつて欠くことの出来ない、最も大きなインフラ、ライフラインであるということ、早くに病院改築に着手してほしいことを担当者の一人としてお願いをしてきたところであります。この構想については、平成24年9月に開催した町議会議員の一部の皆さまも構成となつている病院運営協議会でも、セキュリティの関係から一部図面についてはプロジェクトを使用しないで、資料としてお渡しをしないで、説明を申し上げて

おりましたけれども、特に質疑はございませんでした。

今回の構想づくりの資料としての平面図案は、改築アドバイザーはあくまでも個人設計事務所であり、本来競争入札等による業者選定し策定する基本構想や実施設計のレベルに達する物を作成したものではありません。よって、使用料で、作成使用料で、手数料で

支払いをしたということでありまして、あくまでも実質的な基本設計や実施設計に入る前の試みの案であり、今後病院と町をはじめ、関係機関との検討に入るための叩き台であります。よって、この図面により改築のための基本設計等が縛られるものではなく、今後設置される、町長も申ししておりますけれども、予定のプロジェクトチーム始め、関係各機関の検討の中で最終的なものが決定され、基本設計、実施設計、そして改築というふうな形になっていくのではないかと考えてお

ります。

更に今回の構想づくりにあたっては、先程も申し上げましたけれども、一応予定候補地かなと思われる場所に、函館開発建設部の所有地666・5平米、価格でおおよそ9百万円相当の土地がありまして、既に一般競争入札に付されるということが一度決定されたところ

であります。町からの依頼もありまして、先程申し上げましたとおり、関係書類等持参し、要望したところ、同年の1月の5日に要望したところでありまして、けれども、その同年の1月11日付をもって、未利用国有地の管理処分を松前町を処分の相手方とする旨の通知をいただいたところでありまして、処分にあたっては、病院改築した場合は最大2分の1が軽減されるといってお話も聞いておりまして、喜んでいただくところであります。

たけれども、私共は、永続的に町民の医療を確保して、安心して暮らせる町にした

のでございまして、意図的に何かをしようという思いは全くございません。ですので、ぜひ、措置請求人の深いご理解と監査委員の寛大なご判断をお願いしたいと思います。

なお、数々監査委員の皆さまから決算についてのご意見を頂戴致しました。是正出来るものは早めには正すと。今後のことについて対応していきたいなど思っておりますのでよろしくお願ひします。

③松前病院事務局長からの陳述はなかつた。

(3) 事実関係の確認

監査対象事項に関し、書類の調査及び関係職員の調査(事情聴取)により、次の事実関係を認めた。

①病院改築に伴う「構想づくり」アドバイザーの委嘱

関係

ア 平成22年8月2日、旧棟（西病棟）はじめ附帯設備の老朽化が著しく、狭隘な施設であることにより「構想づくり」に着手するため、アドバイザーの委嘱についての起案（伺い）が行われていた。委嘱内容等は、次のとおりであった。

(ア)委嘱内容

- ・構想づくりへのアドバイス（院内諸会議出席）
- ・構想づくりのまとめとして「構想平面図」及び内容資料の作成
- ・その他必要に応じてアドバイスを行う。

(イ)費用弁償・報酬等

- ・会議等出席の場合は、病院規定に基づく旅費等支給する。
- ・会議等の出席の報酬等は別途定める。

・「構想平面図」作成に当たっては、国土交通省告示第十五号等に基づき業務報酬の算定をする。算定にあたっては「平成22年

度設計業務委託技術者単価」による。請求にあたっては、業務量の明細書を添付する。なお、算定にあたっての技術者の職種は業務内容から「技師（A）」とする。

(ウ)期間
・委嘱期間は、平成22年9月1日から「構想平面図」及び内容資料の作成が完了し、関係機関(国、道、町、議会など)との協議終了までとする。

イ 平成22年8月6日、Dへアドバイザーの委嘱依頼が行われていた。委嘱内容等は、前記アのとおりであった。

ウ 平成22年8月10日、Dへアドバイザーの委嘱が行われていた。委嘱内容等は、前記アのとおりであった。同年9月1日、Dから承諾書の提出があった。

②委嘱業務に係る予算措置及び支出状況
ア 予算措置の状況

基本計画案作成に要する経費及びアドバイザーの費用弁償は、いずれも予算措置されておらず、既定予算内で支出されていた。

基本計画案作成に係る支出状況
当該経費の支出は、次のとおりであった。成果品である平面図は確認できたが、納品月日は不明（納品書なし）であり、検査も行われていなかった。

(ア)基本計画案作成として平成23年3月20日請求書の提出があり、同年4月12日に過年度医業未払金として百48万5千7百50円を支出していた。

(イ)基本計画案作成Ⅱとして平成23年12月15日請求書の提出があり、同月30日にその他手数料として74万3千4百円を支出していた。

(ウ)基本計画案作成Ⅲ―2として平成24年6月25日請求書の提出があり、同年7月31日にその他手数料として93万9千7百50円を支出していた。

ウ 費用弁償の支出状況
アドバイザーを委嘱した平成22年9月1日から現在まで、改築業務打合せ等のため、延べ9回にわたり総額5万9千5百80円の費用弁償を支出していた。職員や各種委員以外の者に対し、旅行命令を行う場合は、旅行依頼を行うこととなるが、これを行っていないことが確認された。

(4) 監査委員の判断

「構想づくり」に係る支出が法第242条第1項に規定する、違法若しくは不当な公金の支出であったのか、また、松前町に損害が生じているのかどうかについて、次のとおり判断した。

①本件支出に関する違法性又は不当性の有無

「住民監査請求は、職員の違反又は不当な財務会計上の行為を防止、是正するための監査請求について規定したものであり、請求の対象は、職員の具体的な不正行為に限られる。」との解釈に立てば、既定科目の予算内で支出したことが財務会計上、違法又は不当な公金の支出にあたることを認めることはできない。

②損害の有無

「構想づくり」の策定は、前町長の指示により行い、また、現町長は、平成24年第2回定例会での所信表明及び平成25年第1回定例会での町政執行方針で「改築に向けた取り組みを進める。」ことを表明している。成果品として納品されている平面図は、今後の改築を進める上でも必要であり、松前町に損害が生じていると認めることはできない。

5 結論

以上により、これまでの本件の支出について、これを違法又は不当と認めることはできないことから、返

還を求めるべき事由はない。よって、本件措置請求は、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

6 意見

現町立松前病院は老朽化も著しく、改築構想策定に向けた取り組みは理解できるものである。

しかしながら、支出科目や松前町病院事業会計規程（平成21年松前町病院事業規程第4号）、松前町財務会計規則（平成12年松前町規則第23号）及び法令等に基づく事務処理が不明瞭であったことが、本件措置請求の要因である。

一部に不適切な事務処理が見受けられたことは、意識の希薄、感度の低さが根底になかったのかも問われている。本件措置請求の内容を真摯に受け止め、事務執行上における内部牽制機能を十分発揮し、適切な予算措置と財務会計処理に万全を期すよう求めるものである。

松前町職員措置請求（松前病院修学資金貸付）監査結果

1 請求書の受理

(1) 請求人

住所 松前郡松前町字

職業

氏名 A

(2) 請求書の提出日

平成25年9月3日

(3) 請求書の要件審査

この松前町職員措置請求書については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、平成25年9月13日付けで受理した。

2 請求の要旨

（原文のまま記載した。）

平成2年11月1日に多くの町民の期待と不安の中、新生松前町立松前病院（以下「松前病院」という。）が北海道より移管開設され、

爾来23年余を経過し、多くの関係者の努力の積重ねの上に今日の松前病院が存在していることを忘れてはなりません。松前病院は、松前町の病院であり、松前町民の財産であることを私どもは再度確認したいものです。

松前病院は、平成21年度よりそれまでの地方公営企業法（以下「法」という。）の一部適用から全部適用へと、さらに経営の最高責任者である事業管理者を平成24年10月より開設者である松前町長から現病院長へと変更したものです。故に、今回監査請求する事項の最終責任は、開設者である松前町長はもちろん、病院事業管理者であるB病院長です。

また、管理者を補佐すべき病院事務局長であり、企業出納員でもあったC前事務局長も同罪です。

以下の請求事項に関して、平成24年度松前町病院事業会計決算審査意見書に

も監査委員が一部指摘記載していると認識しています。が、私どもは過去における全ての状況について町民の前に明確にすべきであると考えます。

具体的請求事項

松前町病院事業修学資金貸付条例（平成19年条例第2号）は、第1条目的において、「看護職員になろうと

養成施設に入学・在学している者に対して卒業後直ちに松前病院に勤務すること」を条件に貸付するための制度であり、現に松前病院に勤務している看護職員を対象に貸付することは条例の制定趣旨から逸脱し、明白な条例違反である。また、給与等を受けながら返還義務の免除が当初より明白な修学資金を借り受けることは二重給与の支給となり、地方自治法第204条の2に違反することから、返還させるなどの措置を講ずるよう勧告することを求める。

上記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

添付された 事実を証する書面

1 公文書部分開示決定通知書写し

2 修学資金貸付・従事状況写し

3 公文書不開示決定通知書写し

4 松前病院ホームページに掲載されている「通信制看護学校を卒業して」

のスタッフからのメッセージ写し

法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

3 監査の実施

（1）監査の対象部署
松前町立松前病院

（2）監査対象事項

当監査委員においては、

本件措置請求の全てを対象として、以下の点について、

判断した。

① 本件支出に関する違法性
又は不当性の有無

② 違法又は不当な点が認め
られる場合に、松前町の
損害の有無

③ 松前町に損害が生じてい
る場合に、その損害補填
の措置

(3) 書類の調査

松前町病院事業管理者に
対して平成25年9月4日付
けで関係書類の提出を求め
書類調査を行った。

(4) 請求人の証拠の提出及
び陳述

請求人に対して、法第2
42条第6項及び住民監査
請求に伴う証拠の提出及び
陳述等に関する取扱基準
(平成25年松前町監査委員
告示第4号。以下「基準」
という。)第3条第1項の規
定に基づき、平成25年9月
20日に陳述の機会を与えた
ところ、新たな証拠の提出
はなかったが、陳述を行っ
た。その際関係職員に対し

て、法第242条第7項及
び基準第4条第1項の規定
に基づき、陳述の立会いを
認めたところ、関係職員3
名が立ち会った。

(5) 関係職員の陳述

関係職員に対して、基準
第5条第1項の規定に基づ
き、平成25年9月20日に陳
述の機会を与えたところ、
関係職員3名が陳述を行っ
た。その際請求人に対して、
法第242条第7項及び基
準第6条第2項の規定に基
づき、陳述の立会いを認め
たところ、請求人が立ち会
った。

(6) 関係職員の調査(事情 聴取)

松前町病院事業の関係職
員(元、前職員含む。)6名
の調査(事情聴取)を平成
25年10月11日に行った。

4 監査の結果

(1) 請求人の主張

職員措置請求の要旨に加
え、請求人から次のような

陳述があった。
(陳述内容をそのまま記載
した。)

まず、措置請求書の朗読
を行います。

松前町病院事業修学資金
貸付条例(平成19年条例第
2号)は、第1条目的にお
いて、看護職員になろうと
養成施設に入学・在学して
いる者に対して、卒業後直
ちに松前病院に勤務するこ
とを条件に貸付するための
制度であります。今現在、
松前病院に勤務している看
護職員を対象に貸付するこ
とは、条例の制定趣旨から
逸脱し、明白な条例違反で
あります。

また、給与等を受けなが
ら、返還義務の免除が当初
より明白な修学資金を借り
受けることは二重給与の支
給となり、地方公務員法に
違反することから、返還さ
せるなどの措置を講ずるよ
う勧告することを求めるも
のであります。

具体的な請求内容として、
もう少し詳細に申し述べさ

せていただきます。

まず、先程言いましたと
おり、現職職員を対象とす
るのは条例第1の目的に違
反するということで、ちよ

つと第1条を全文読ませて
いただきます。第1条目的
この条例は、保健師助産師
看護師法(昭和23年法律第
203号)第21条の規定に
基づき文部科学大臣が指定
した学校又は厚生労働大臣
が指定した看護師養成所
(以下「養成施設」という。)
に在学し、又は入学しよう
とする者で、養成施設を卒
業した後直ちに松前町立松
前病院(以下「病院」とい
う。)において看護職員の業
務(以下「看護業務」とい
う。)に従事しようとする者
に対し、予算の範囲内で、
その修学に必要な資金(以
下「修学資金」という。)を
貸付し、もって病院に必要
な看護師を育成し、かつ、
確保することを目的とする。
ということであります。で
すから、明らかにここに書

いてあるとおり、養成施設

を卒業した後、直ちに。こ
の部分に明らかに反すると
いうことになります。

これも実は先の決算特別
委員会の中で、病院の方か
ら参考資料として出された
伺い文書。こういう伺い文
書に基づいて、町長の了解
をとってるんだということ
で提示された文書がござい
ます。平成22年4月の1日
付で伺い文書として、松前
町病院事業修学資金貸付条
例の解釈についてという伺
い文書が出されております
けれども、そこにいわゆる
病院に勤務しながら通信制
看護学科に入学及び在学し、
修学資金の貸付申請者に対
応するため、下記のとおり
解釈してよろしいでしょ

うかという伺い文書になつて
ます。ただ、この決裁等で
町長の同意があるというこ
とだけで、本当に条例違反
を覆すということは、私は
出来ないと思います。本来
明確に、いわゆる条例の中
に規定されているものに対
して、解釈だけで条例の解

釈が変わるんであれば、条例自体はいらぬんじゃないでしょうか。そういうことになります。ましてや、

この平成22年4月1日付の伺い文書は、私は具体性を明示してはないというふうに思います。それはどういうことかというところ、ここに最初に、病院に勤務しながら、この「病院」という文

言ですが、これは松前病院とは記載してございません。本来こういう伺い文書であれば、もし仮に松前病院に勤務する看護師、准看護師をいわゆる通信制の学校にやっつて、それを修学資金でやりたいんだということであれば、もっと具体的に松前病院に勤務する准看護師誰々をこういう形で処理をしたいと。それについては、この条例を適用したいんでどうでしょうかというのが、本来の伺いの文書の形態ではないでしょうか。それを曖昧に「病院に勤務し」などは松前病院でないという受

け止め方が出来ます。他の病院に勤務しながら、通信制の学校に行ってる者についてという解釈なら、いくらでも条例に適用出来ますから。ですから、それでもついでにゆる町長の同意を取ったということで、この条例違反から免れるということは基本的にないというふうに思います。

先般の9月の定例会の中で、D事務局の方からの答弁で、このいわゆる現職の病院職員、准看護師が3名の方がいわゆるこの制度を利用したというお話がございました。1名の方は平成22年度に4月から翌年の23年3月までの12ヶ月間、月々8万円。合計96万円を。なお、この方については既に返還免除。まあ、病院を辞めているわけではありませんで、そのまま返還免除の当然対象になってます。当然、23年3月まで1年間修学資金を受けて、平成24年9月30日でもう既に返還免除が満了してると。です

から、もうこの方に対しての債権の問題については処理が終わってるといふふうな形の答弁があります。

それから、24年度に1名の方については24年度と今年度25年度、現在も貸付を受けてるといふ形で、私が知ってる限りにおいては、この方については現在9月末現在で計算しますと百44万円。月々8万円の1年半です。更には25年度から1名の方については6ヶ月分です。9月末現在で計算すると48万。そうすると3名の方に、これは9月末現在の積算数値ですけど、2百88万円の金額を現職の職員に貸付している。或いは貸付したということですから、私としてはその返還を求めようというものです。

なぜ、現職職員の場合出来なんでしょうかと。これは条例の第1条目的にきちっと書いてありますけれども、先程言いましたとおり、通常の現職職員であれば通

常の勤務に対する対価として給与が支給されているわけです。当然そうなるのであれば以外の部分については給与の上積みというふうな解釈になるわけです。ですから、月額8万の修学資金を貸付すること自体が、貸付したお金については先程いいましたとおり病院を辞めない限り返還免除です

から、いわゆる貸与ではないんです。もう給与なんです。月々8万円の給付でしたという感じなんです。これは明らかに違反ですから、二重給与の支給に該当する

と。なお、私はここまで調べておりませんが、多分、函館税務署にこの件を問い合わせすれば、明らかに二重、所得税法の違反という形になるかと思えます。これは先程私いましたとおり二重給与の支給ということであれば、本来源泉徴収義務者である松前町が所得税法に違反して、いわゆる本人から源泉徴収をして

ないというふうな解釈に私はなるんではなからうかというふうに思います。この点を充分審査していただいで、即刻免除の取消と、現在貸付継続している方には、私は返還を求めるときでよろうというふうに考える次第であります。以上です。

(2) 関係職員の主張

①松前町病院事業管理者から次のような陳述があった(陳述内容をそのまま記載した。)

請求者から条例に反するというふうな指摘がありまます現職員への貸与については、条例や施行規程から、それを行ってはならないというふうには読み取ることが出来ません。また給与の一部にはあたりません。あくまで貸与金であり、使用が限定されております。入学資金、スクーリング、教科書代、実習の費用、国家試験の準備等々、様々な費用がございます。また、返還するという前

提がございます。病院に継続して勤務しない場合は返還するという規定がございます。つまり、資格を取得した後、辞めてしまえばそれは返還の義務が生ずるということでございます。

そもそも、この修学資金貸与制度は、病院の医療の質、看護の質を向上させるためでございます。また、正看比率というものがありません。正看護師の比率というところでございます。これは病院の看護師の中に占める正看護師の比率というところでございます。准看護師と正看護師がいますので、正看比率というのがある程度のところを維持しませんと、看護基準といまして入院患者1人あたり1日あたりいくらとれるという、こういうものが変わってまいります。病院事業の運営のために、また収入を増やすために良い看護基準を取るということは、極めて重要なことでございます。そのためには正看護

師を確保するということが、どの病院においても、また松前病院において非常に重要なことでございます。

そのような二つのことから、つまり病院の医療や看護の質の向上、それから正看護師の確保ということから、この修学資金貸付制度は病院のためのみならず、町のため、また住民のためになるというものでございます。この松前町病院事業修学資金貸付条例を現職員に適用するというのは、これらがそのような住民、町、病院のためになるという政策的な判断で決裁をいたしたものであるというふうに考えております。以上です。

②前松前病院事務局長から次のような陳述があった。(陳述内容をそのまま記載した。)

事業管理者と重複する部分もあるかと思えますけれども、表記の件について申し述べさせていただきます。皆さんご存知のとおり、

過去から当病院は慢性的な看護師不足の状態が続いてきていまして、特に劇的な基準の変った平成18年度には入院収益のほとんどを占める一般病棟、入院基本料の区分、算定基準が大幅に改定されたところでございます。当病院は全く看護師不足によって、この基準をクリア出来ない状態でございます。3ヶ月の猶予期間中に現在株式会社ナースパワーから、かろうじて応援看護師10名を全国の営業所にお願いをして派遣をしていたいただき、この基準をクリアしたという、ひやひやした状況がございました。

は特別入院基本料金ということで、おもいっきり診療報酬が下がってしまうわけでございます。これは松前病院だけでなくして、全国の病院がこの7対1の大きな入院基準を取るために、看護師確保に奔走したわけでございます。函館はじめ、大病院がこぞって看護師確保に乗り出した。元々不足していました当病院の若手看護師も数名、函館市内等の医療機関に引き抜かれるという状況がおこっております。非常に大きな危機感を感じたところでございます。

例はそのような慢性的看護師不足の克服、看護師の流出、不安定な派遣看護師による病院運営から病院を守り、更に自前の看護師を確保して、安定して持続した病院運営を目指すために、看護師確保は最重要課題として翌年に条例を制定したところでございます。そういう背景の中で、条例が制定されたということはご理解をいただきたいと存じます。

万が一、算定基準に達しない場合については、当病院の実績の入院患者数から試算しますと、年間、当時は1億2千万円の減収となり、その分が単年度赤字として増えるという大ピンチの状態でありました。この基準というのは7対1から10対1から13対1から15対1という基準に該当しない場合

で、先程の解釈、伺い解積の病院と特定しなかったという理由には、当病院だけではなくして、他病院で准看から正看になりたい、そして、松前病院に勤めたい方も含めて、一人でも多くの正看護師を確保しなければ安定した経営が出来ない。これは現実、現在もそのとおりでございます。

もちろん、自前の看護師確保のためでありますので、院内のそういう意味で准看護師が向上心をもって、正看護師になり、当町に長く定着して診療体制の強化、更に看護部門のレベルアップとなり、地域町民の医療サービスの向上に大きく貢献していくものであると、このように考えております。更に院内の、先程管理者がお話しましたけれども、正看比率が70%、現在の15対1でもそうでございますけれども、70%を超えるこ

とによって、診療報酬の点数がアップ致します。まあ、その分正看が面倒をみていた、ただけるということで、医療サービスの向上に繋がるわけでございますけれども、診療報酬の確保にも大きな好影響を与え、病院経営にも大きなプラスになつてるといふことでございまして、

前町長が決裁をされ、更に解釈の部分についても決裁をしていただいて、政策的に、先程管理者からいわれましたように、推進をしてきたということでございます。

当条例の趣旨からは、院内准看護師が通信教育等により正看護師を目指すことを排除するものではないと、このように理解をしているところでございまして、よりよい病院運営のためには向上心をもって、准看護師から正看護師を目指してご利用いただければと考えているところでございます。また、他の病院との競争が激化しております。そうい

う中で民間に流れる看護師を何としても歯止めをかけなければならぬという背景もあるということを、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

また、職員の貸付金の使途については、条例にされた、制定された規定にあるとおりでございまして、それ以外のものには使用出来るものではございません。入学金、スクーリングの費用、教材費用、研修費用、受験の国家試験の受験のための費用等々が、あくまでも対象となつております。そのように本人が、貸付されたご本人がお使いになつてるといふ判断をしております。聞くところによりまして、百50万程度もかかるというお話も聞いております。

まあ、当病院においては、医師体制は充実してまいりました。過去最高の状態でございます。やはり、先程特別交付税のお話も措置請求人からございましたけれ

ども、やはり基本は医師がいるということが基本でございまして。それがあつて病院が成り立つてるといふのが実態でございますので、ぜひその辺もご理解をいただきたいと思つております。

全国からみた、全道全国から今、注目されるようになりまして。しかし、先程申し上げましたとおり、看護師の体制は現行の制度の中では都市部の大きな病院との激しい獲得競争もあり、まだまだ応援看護師に頼らざる得ない、そういう状況が続いております。1日も早く、自前の看護師でより安定した、持続的病院運営を続けていきたいという一心で行つてきたものでございまして、損害を与えようとか、そういう本来の趣旨に沿わない、意図的なことはございません。措置請求人の深いご理解と、監査委員の寛大なご判断をお願いしたいと存じます。ありがとうございます。

どうございます。

③松前病院事務局長からの陳述はなかった。

(3) 事実関係の確認

監査対象事項に関し、書類の調査及び関係職員の調査(事情聴取)により、次の事実関係を認めた。

①修学資金貸付条例制定の経緯等

松前町病院事業修学資金貸付条例(平成19年松前町条例第2号)の制定の背景には、平成18年度において大幅な診療報酬改定が行われ、一般病棟入院基本料の看護配置基準が見直された。松前病院は、慢性的な看護師不足の状態が続いており、この基準を満たせない場合は大幅な減収となり、病院経営が成り行かない状況に追い込まれることから条例が制定されていた。

第1条の目的において、「この条例は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大

臣が指定した看護師養成所(以下「養成施設」という。)に在学し、又は入学しようとする者で、養成施設を卒業した後直ちに松前町立松前病院(以下「病院」という。)において看護職員の業務(以下「看護業務」という。)に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で、その修学に必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸付けし、もつて病院に必要な看護師を育成し、かつ、確保することを目的とする。」と規定し、町民に限らず広く人材を確保することとした。

②条例の解釈について
条例制定後においても、応援看護師に頼らざるを得ない不安定な看護業務は解消されない状況にあり、看護師確保が最大の課題となつてきたことから、平成22年4月1日に「松前町病院事業修学資金貸付条例の解釈について」の標題で、次

のとおり病院事務局が起案

し、町長までの決裁で承認されていた。

(起案内容をそのまま記載した。)

病院に勤務しながら通信制看護学科に入学及び在学し修学資金の貸付申請者に対応するため、下記のとおり解釈してよろしいでしょうか。

なお、卒業した後直ちに松前町立松前病院において看護職員の業務に従事しようとする者に貸付し、看護師の育成と確保する条例の目的には変更ありません。

解釈

第1条中にある文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所(以下「養成施設」という。)に在学し、又は入学しようとする者に養成施設(通信制看護学科に在学し、又は入学しようとする者も含むものとする。

記

(平成25年10月31日までの状況)

| 区分 | 決定期間 | 月 額 | 貸付合計 |
|------------|------------------|---------|------------|
| 准看護師A | H22.4.1~H23.3.31 | 80,000円 | 960,000円 |
| 准看護師B | H24.4.1~H25.3.31 | 80,000円 | 960,000円 |
| | H25.4.1~H26.3.31 | 80,000円 | 400,000円 |
| 准看護師C | H25.4.1~H26.3.31 | 80,000円 | 400,000円 |
| 現在までの貸付金合計 | | | 2,720,000円 |

③現在までの貸付の状況
 条例制定から現在まで15名(内病院事業職員は3名)の貸付が行われていた。
 病院事業職員への貸付は、次のとおりであった。

准看護師Aの貸付金は、条例第6条第1号の規定により平成24年9月30日に義務の免除をしているが、この免除の際の決定がなされていないなかった。

准看護師B及びCの貸付けについては、平成25年9月17日に「松前町病院事業修学資金貸付条例における貸付けについて」の標題で、次のとおり病院事務局長が起案し、病院事業管理者までの決裁で承認され、平成25年9月1日からの貸付が保留されていた。

(起案内容をそのまま記載した。)

このことについては、松前町議会第2回定例会等において条例の目的を拡大解釈し、職員に対して貸付けしている実態を厳しく追及されたところであり、私からは、今後どのような取り扱いか上司と協議のうえ対応したい旨の答弁をしております。また、このたびの松前町職員措置

請求(修学資金貸付)においては条例違反、二重給与の支給などとして返還させるなどの措置を講ずるよう請求がなされております。このようなことから、対象となつている職員に対してこの内容・状況を説明し、現在、貸付けをしている職員には9月分の貸付金から一時貸付金を保留する措置を取ることとしてよろしいでしょうかお伺いします。

このような現状を直視した時、院内の准看護師が向上心をもって正看護師になり、看護部門のレベルアップを図りつつ、町民の医療サービス向上に向けた政策的な判断が必要であったと思慮すべきであり、このことが病院経営にも大きなプラス要因になっていると捉えるべきが妥当であり、条例制定の趣旨を逸脱しているまとは言えない。

(4) 監査委員の判断

病院事業職員への貸付に係る支出が法第242条第1項に規定する、違法若しくは不当な公金の支出であったのか、また、松前町に損害が生じているのかどうにかについて、次のとおり判断した。

①本件支出に関する違法性又は不当性の有無
 病院事業の安定的な運営を維持していくための看護師確保は、松前病院に限らず最重要課題であることは論を俟たないところである。

また、給与と貸付金は、目的や根拠規定などを異にしており、二重払いにはあたらないと判断すべきが相当である。

よって、違法又は不当な公金の支出にあたることを認められない。

②損害の有無
 上記「①本件支出に関する違法性又は不当性の有無」により、違法又は不当な公金の支出にあたることを認められないので、松前町に損害が生じていると認められない。

5 結論

以上により、これまでの本件の支出について、これを違法又は不当と認めることはできないことから、返還を求めべき事由はない。よって、本件措置請求は、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

6 意見

条例制定の背景にある慢性的な看護師不足の克服、看護師の流失、不安定な派遣看護師による病院経営、自前の看護師確保等々の課題対処のためには、今後も支援制度は必要不可欠である。

しかしながら、貸付基準が条例上明確ではなく、広く町内外に周知し、多くの人材を育成、確保するための条例でなければならぬ点を踏まえると、手続き手順が適正であったのかを速やかに検証すべきであり、病院事業職員へは適切な支援制度を整備されるよう求めるものである。

松前町職員措置請求（松前病院診療報酬過剰請求） 監査結果

1 請求書の受理

(1) 請求人

住所 松前郡松前町字
職業
氏名 A

(2) 請求書の提出日

平成25年9月3日

(3) 請求書の要件審査

この松前町職員措置請求書については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を備えていなかったため、補正を求めたところ平成25年9月20日に補充意見が提出され、同項に規定する要件を備えているものと認め、平成25年9月24日付けで受理した。

2 請求の要旨

（原文のまま記載した。）
平成2年11月1日に多く

の町民の期待と不安の中、新生松前町立松前病院（以下「松前病院」という。）が北海道より移管開設され、爾来23年余を経過し、多くの関係者の努力の積重ねの上に今日の松前病院が存在していることを忘れてはなりません。松前病院は、松前町の病院であり、松前町民の財産であることを私どもは再度確認したいものです。

松前病院は、平成21年度よりそれまでの地方公営企業法（以下「法」という。）の一部適用から全部適用へと、さらに経営の最高責任者である事業管理者を平成24年10月より開設者である松前町長から現病院長へと変更したものです。故に、今回監査請求する事項の最終責任は、開設者である松前町長はもちろん、病院事業管理者であるB病院長です。

また、管理者を補佐すべき病院事務局長であり、企業出納員でもあったC前事

務局長も同罪です。

以下の請求事項に関して、平成24年度松前町病院事業会計決算審査意見書にも監査委員が一部指摘記載していると認識しています。私どもは過去における全ての状況について町民の前に明確にすべきであると考えます。

具体的請求事項

平成22年1月20日付け北海道厚生局の査察により、医師及び看護師数の不足により入院基本料等の診療報酬の過剰請求を指摘され、総額8千9百86万9千8百12円の診療報酬の返還という重大な事実が本年6月に開催された松前町議会第2回定例会の質疑の中で露見した。

松前病院は、約9千万円の保険者への返還という重大な事実を隠ぺいするために、本来の会計処理を行わず、返還手続と同様に単に医業収益からの相殺という違法な手続により処理し、

虚偽の決算報告をしたことは明白な法律違反である。

及びその結果として、平成22年度から平成24年度病院事業会計決算を粉飾し、松前町並びに町民に多大な損害を被らせた事実を指摘した上で、速やかなる是正を求めよう勧告されたい。上記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

添付された

事実を証する書面

- 1 施設基準等の適時調査の実施結果について写し
- 2 返還同意書写し
- 3 月別返還金内訳写し
- 4 返還実績月別内訳写し
- 5 公文書不開示決定通知書写し

補充意見の要旨

（原文のまま記載した。）
医療費請求については、大きく保険者負担と受診者負担とに分けられるが、通常保険者との間においては、

毎月の医療費の保険者負担分を各個人別・保険者別・入院外来別等に区分した『レセプト』を作成し、ま

とめて支払基金及び国保連合会に送付請求することとなっている。しかし、通常その際に請求した『レセプト』どおりに保険者から医療費が支払われるとは限らない。過誤返戻や査定といったことが日常的に医療機関と保険者との間で行われているのが現実である。

一方、今回の施設基準届出違反による返還命令とは、医療機関が厚生大臣に届出している基準を満たしているか否かを査察調査した結果として、医師や看護師が届出どおり配置されていないことにより、強制的に減額させる行為であり、この返還命令を受けること自体が「松前町並びに町民に多大な損害を被らせた事実」である。前記査定と異なり、医療機関にとって長期間し

性が高く、そのため患者数の動向や医師・看護師数の把握は常に病院運営に必要不可欠で重要な業務であることは論をまたない。

この点を欠いた今回の松前病院の失態は、松前町並びに松前町民に多大な損害を被らせたことに外ならないのである。

参考資料として添付した平成22年2月13日付け北海道厚発0215第9号による『施設基準等の適時調査の実施結果について』2及び4を参照していただきたい。平成20年1月に整形外科の常勤医師の退職により医師の標欠が始まり、途中クリアした月もあるが、平成21年3月まで続いている。また、看護師配置の不足が平成20年6月から始まったが、6月は対象とされない。なぜか、その月は一時的な変動として翌7月に基準をクリアする配置数があれば認められたのである。この不足が、平成21年1月まで続いている。

この2点が約9千万円も

の返還を生じさせた大きな原因である。

さらに、付け加えるなら平成22年3月24日付けで北海道厚生局長並びに北海道知事宛に開設者松前町長名で返還同意書を提出している。その内容をみると該当したレセプト枚数2千3百35件を日常の業務をこなしながら約1月の短期間で再計算し、返還同意金額を積算するためにはかなりの人手を要したものと推測される。これらの職員の努力を踏みにじるような安易な、そして違法な会計処理手続きをとったことは到底許されるべきものではない。

以上のことから、前回『速やかなる是正』という表現を用いたものの、それを撤回し、病院長B並びに前事務局長Cに返還を求めよう勧告されたい。

上記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

3 監査の実施

法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の対象部局

松前町立松前病院

(2) 監査対象事項

当監査委員においては、本件措置請求の全てを対象として、以下の点について判断した。

- ① 本件支出に関する違法性又は不当性の有無
- ② 違法又は不当な点が認められる場合に、松前町の損害の有無
- ③ 松前町に損害が生じている場合に、その損害補填の措置

(3) 書類の調査

松前町病院事業管理者に對して平成25年9月4日付けで関係書類の提出を求め、書類調査を行った。

(4) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第2

42条第6項及び住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述等に関する取扱基準（平成25年松前町監査委員告示第4号。以下「基準」という。）第3条第1項の規定に基づき、平成25年10月4日に陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出はなかったが、陳述を行った。その際関係職員に対して、法第242条第7項及び基準第4条第1項の規定に基づき、陳述の立会いを認めたと、法第242条第7項及び基準第6条第2項の規定に基づき、陳述の立会いを認めたと、請求人が立ち会った。

関係職員に対して、基準第5条第1項の規定に基づき、平成25年10月4日に陳述の機会を与えたところ、関係職員3名が陳述を行った。その際請求人に対して、法第242条第7項及び基準第6条第2項の規定に基づき、陳述の立会いを認めたと、請求人が立ち会った。

(6) 関係職員の調査（事情聴取）

松前町病院事業の関係職員（元、前職員含む）6名の調査（事情聴取）を平成25年10月11日に行った。

4 監査の結果

(1) 請求人の主張

職員措置請求の要旨に加え、請求人から次のような陳述があった。

（陳述内容をそのまま記載した。）

それでは、今回の診療報酬過剰請求に関して、私の方から陳述を申し述べたいと存じます。

前回、9月20日でしたか。監査請求に至った動機については、松前病院改築構想策定及び修学資金貸付の意見陳述の際に述べておりますので、今回は省略を致します。具体的な請求内容に入ります。

私は、今回の過剰請求に関しての病院側の責任は、大きく2点あるものというふうに指摘をしたいと存じ

ます。その責任のいわゆる大小、軽重は変わらないうち、私は思いますけれども、現在の医療制度の中の病院運営の責任に帰属するもの。それと、やはり町民の財産としての自治体病院の運営責任としての考え方であります。

まず、この問題について振り返ってみたいと思えます。まず、この問題が露見したのは今年の6月定例会のD議員の一般質問に対して、E事務局長が答弁されたこととございます。厚生労働省北海道厚生局長名の松前病院開設者宛の文書。

これは平成22年2月の18日の松前病院受付印に当時の事務局長でありますC氏の印が押してありますけれども、平成22年2月15日付けの北海道発0215第9号参考資料として添付してございますけれども、施設基準等の適時調査の実施結果についてという表題の文書であります。この中身を少し検証致したいと存じます。

この文書につきましては、先程も申しましたとおり、次のように施設基準等の適時調査の実施結果についてということと厚生局長が出している文書です。貴院に対して平成22年1月20日に実施した施設基準等の適時調査の結果、下記のとおり不適切な取扱いが認められたので早急に改善するよう指導します。今後は云々とありますけれども、そこは省略します。

で、記と致しまして、1、医師の現員数の把握が適正ではなかった。特に非常勤医師について、実勤務時間の把握、常勤換算の方法、毎月の検証が適正に行われていなかった。改善することというふうに記載をされてございます。これはどういうことかと、病院側は常に患者数等々に対して医師の配置数、並びに看護婦の配置数を常に把握をしない、把握をしておきなさいと。当然それに伴って医師が基準どおりに満

たされないと診療報酬は下げますよと。下げて申請しなきゃなりませんよということとあります。その結果、それが実際に行われていなかった結果として2番目以降に書いてあります。

医療法の人員基準について。医師の現員数が標準数の100分の70を下回る月、いわゆる標欠といいますが、けれども、20年1月から3月までの連続する3ヶ月、平成20年5月、平成20年10月から21年3月までの連続する6ヶ月に確認されたため、標欠に該当した翌月診療分の一般病棟入院基本料15対1で、既に請求済みのものは減算算定する場合との差額を返還することというふうに記載をされてございます。まあ、なお以下についてはいわゆる返還の対象月の話ですから、これは省略致します。要はこの約1年間に渡って、1年以上です。ね。に渡って医師の配置数が足りなかったと。私もちよっと、なぜ足りなかった

のかなと。なぜ医師の、それまである程度満たしていたのが足りなくなつたのかということ、非常にちよっと疑問を持ちました。それをずっと中身見ていったら、7番目を読んだところ、7番目を書いたところ、刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術について、平成20年1月に整形外科の常勤医師1名が退職し、非常勤医師1名となったので施設基準の要件を満たしてないので、届け出を辞退すること。はあ、これかと。要するに20年1月にね、それまでの整形外科の常勤医師が退職したと。それに伴って発生した部分であるということとわかります。ですから、当然これは病院側としてもそういう医師が退職、常勤医師が退職することに、よって何をしなければいけないかということ、当然わかるはず。当然毎月の患者数なりは病院の事務長、或いは院長であればその辺

の把握はしているわけですから、あとは要するに常勤医師プラス非常勤の医師の算定さえ間違えなければ、この100分の70を下回るような、今回返還になるようなことはしなかったはずです。ですから、そこでまず一つそれぞれの方々の責任が発生するものというふうに考えます。それがまず一つ。

それから、4番目です。4番目は何かというと、いわゆる今度看護婦のことで、一般病棟入院基本料2病棟100床について。平成20年6月から平成21年1月までの連続する8ヶ月の月平均1日あたり、看護配置数が施設基準に定める必要数を満たしていなかった。よって、暦月で1ヶ月を超えない期間の1割以内に一時的な変動に該当する20年6月。つまり、本来でしたら20年の6月から減算の該当になるんですけども、看護婦の場合等々につきましては、1ヶ月間は見ます。

これはどうしても看護婦の場合は異動の数が激しい、異動のケースが激しいものですから、1ヶ月間についてはいいですよと、仮に下回った月があつたにしても、翌月元の数に戻してやれば、いわゆる基準をクリアすればいいですよということ、1ヶ月を超えない期間の1割以内の一時的な変動に該当する平成20年6月を除く期間について、一般病棟入院基本料15対1と特別入院基本料の差額及び看護配置加算等々について全件を返還すること。これにつきましてもやはり看護婦の配置数も当然わかるはず。患者数もわかるはず。当然そうならばという対応をしていかなければいけないのか。看護婦のいわゆる配置が厳しいのは私も充分わかってます。ですから、それは病院経営者としては、どの病院であつても同じことです。全ての病院が基準看護なりを満たしていくような形であれば、

それをクリアするような人員配置を常に心掛けなければいけないということは、これは医療関係者にお聞きになれば、全ての医療関係者はそうお答えになるんじゃないでしょうか。で、この文書については、厚生局はいくら返還しろとはどこにも一言も触れてません。ようは、後はあなた方、病院側でいわゆる今返還に該当する項目を指摘したんで、それに伴って計算して出さないと。あとは保険者と交渉ですよという話になるわけです。

次に、この指摘に対して病院側は北海道厚生局長及び北海道知事宛に提出した文書、平成22年3月24日付けの開設者である松前町長名による返還同意書。この文書で初めて返還件数が2千3百35件、返還額、この段階で8千9百95万2千8百60円なりの金額が算定されて出てまいりました。この文書の意味するところは、本来的に私共松前病院は施設基準に違反して過剰に診療報酬を請求し、支払いを受けたのだと。再度計算をし直した結果、この件数、この金額をお返ししますの、各保険者の皆さん返還に同意してくださいよと。で、次、大事なことなんです、そこにこういう文書がつてます。なお、返還の際には今後支払われる診療報酬から控除されることにより返還することに同意します。これは松前病院側が診療報酬請求する段階で、いわゆる相殺することに同意しますということの同意の意味があります。

問題は、この保険者との返還方法です。つまり保険者の部分については、本来的にその下の文書にありますけれども、直接返還する方法もあります。当然ある程度資金的余裕があればそういうことも可能でしょうけれども。ただ、どの病院もだいたい次、これから発生する診療報酬を請求する段階で、その診療報酬がらいわゆる返還しなければならぬ部分と相殺する形をだいたい取っていくもんだというふうに聞いてますけれども。問題はこの保険者との返還方法。今、いいましたとおり相殺という形で保険者とは合意したわけですから、この合意したことでもって会計処理を終わらせてしまつたと。ようはそこなんです。これは、正規な処理方法っていうのは9月の決算委員会でE局長がお話、説明してますけれども。本来、過年度損益発生した、つまりこれはいつから発生してるかっていうと、平成20年から発生してゐるわけですね。ですから、当然発生主義の原則からいけば、平成22年は、22年度においては過年度ですから、当然それから発生する部分については過年度損益修正損で特別損失で落とすといくのが、これが企業会計をやっている人間であれば誰しもがわかっているはずですよ。ところが、一切そういう

会計処理の手続きをまずとらなかつた。本来、当然この金額がわかつた段階で、

これからこういう形で返還していきますという返還同意書を付けて出しているわけですから、保険者との間でこういうふうな返還しますと、返還計画を立て、保険者の同意をもらったといっただけで、将来的な部分については返還計画の数値はわかつてるわけですから、当然発生をした22、3、4、25の4月まででしたか。25の4月まで返還しているわけですから、当然それぞれの年度でいわゆる予算を計上し、特別損失の予算を計上し、そういう形で処理するのが通常の当たり前のことのはずです。で、なぜこれを私は、こういう形をとらなかつたのか。8千9百万もの金額ですから、こういう数値を表に、当然予算で出す。或いは決算で報告する。これはいずれも町民の目、対議会等々に明らかにしなければならぬ。多

分、その明らかにすること

を病院側は恐れたんではないだろうか。これはまあ推測です。私はそこにいるわけではありませぬし、病院の職員の気持ちもわかりませぬ。で、私、なぜこの頃にそういうふうな、極秘裏に8千9百万の返還の処理したかったのか、病院が処理したかったのか。考えてみれば、病院改革プランもあるでしょう。それから特例債の問題もあるでしょう。そういう諸々のことが関わっていたのかなと。これは、結局何をしたかという、決算の粉飾です。先程もいいましたけれど平成22年度、23年度、24年度、それぞれの金額を申しますと、平成22年度で5百10万、5百10万70円。23年度3千9百95万9千86円、24年度4千61万5千5百22円。まあ25年度はまだですけれども3百19万5千34円。合計8千9百86万9千8百12円。この金額を本来こういう形で処理をしてしまった

ということに対しては、やはり私は町民を愚弄したとしかいいようがないというふうに思っています。

確か、私前回の時もこのお話をしたと思いますけれど、B院長は町民懇談会の席上で診療報酬の関係についても、町民の方々には一切迷惑をかけていない、病院で返している。病院で返したものだというお話をされてました。それは非常に大きな間違いではないでしょうか。先程私年次ごとの話をしました。年次ごとの金額をいいました。この分の処理の仕方はどういうことが裏付けになっているかという、当然入院収益の中から、その金額を差っ引いて決算報告しているわけですよ。ですから、決算書そのものも当然先程いきました特別損失云々ばかりでなくて、決算の付属処理に添付された様々な入院収益等々が全て異なる数字でもって表していることに繋がるわけです。ですか

ら、B院長、先程いましてとおり、あの時には胸を張ってお答えしてまずけれども、本当に今でもそのような考え方なのかどうか。これは非常に考え直さなければならぬ部分ではないでしょうか。

それからもう一つ。私、付属、補充意見の中にちょっと書かせていただきました。それはこの返還件数、金額。先程もいいましたとおり、このいわゆる返還せという文書が届いたのは2月の18日です。2月の18日から返還同意書を出す3月24日、一月あるかなしかの期間です。で、この間、恐らく関係した職員は死にもぐるいで恐らくチェックをし直し、計算し直し、この8千9百某の数値を出してつたんじゃないか。私、そこにこういうふうな書き込みをしました。これらの職員の努力を踏みにじるような、安易な、そして違法な会計処理手続きをとったことは到底許されるべきものじゃな

いんじゃないかという、補充意見に記載させてもらいました。まず、監査委員は、この辺をどのように判断されるのでしょうか。

それから、これも私は監査委員の方に調査をお願いしたいと思っています。この平成22年1月20日付の査察、で、今回返還請求が発生してわけですけども、それ以前に果たしてなかったのかどうか、いう問題なんです。これは請求人たる私が、情報公開条例に基づいて再度文書請求して調査をすることも出来なくはありません。ただ、それは私今回この22年1月20日付の査察についての部分については、情報公開で請求して文書を請求し、こういう形で住民監査請求を起こしましたけれども、私は、これ以前の可能性というものを監査委員としては調査をされて然るべきではないのかなと。むしろ、このように、この調査についてはぜひ要望したいと思えます。特に、

C前事務局長が、確か事務局長に就任されたのは平成17年度だというふうに向つてますけれども、それ以降について調査する必要性についてはあるのではないでしょうか。

最後に、監査委員には、この8千9百86万9千8百12円、この金額を私はB院長並びにC前事務局長に返還するよう勧告をしていただきたいというふうに考えて、陳述を終わります。以上です。

(2) 関係職員の主張

①松前町病院事業管理者から次のような陳述があった。(陳述内容をそのまま記載した。)

請求者から先程のように具体的請求事項について、説明がございました。施設基準といえますのは、医者がこれだけいるからこの基準を満たすからなんぼもらえるかと。看護師がこんだけいるから、この基準を満たすからなんぼもらえるかと。

リハビリの者が何人いるからなんぼもらえるとか。そういうものでございまして、各医療機関はいろんな施設基準を満たして、それを申請して、それを認めてもらっておくわけですね。それに基づいて、これこれの患者さんにこういう行為を行ったのでこれを請求しますということでは請求するわけです。

で、今回の場合には、医師数が振り返ってみると足りていなかった。それから看護師数が振り返ってみると足りていなかったということだと認識しております。もちろん、申請の時には足りていたわけでございます。当初、施設基準を認めてもらった時には足りていたのですが、その後医師数が足りなくなつた、看護師数が足りなくなつたということでありまして、まあ、これはその部分に気付かなかつたということではございませぬ。意図的に見落としていたということではもちろん

ございませぬ。

施設基準を満たさないとどうなるかというところ、その施設基準が満たされないの、本来であれば別の施設基準により診療報酬が支払われるということになります。今回の場合には、施設基準が途中で満たされない期間があつたので、その期間の間の診療報酬は、満たされていない診療、満たされていない施設基準に基づいて請求され、支払われたことになります。で、厚生省の調査が入り、適時調査が入り、そのことの指摘を受け、その分過剰に請求されていたという指摘を受け、たわけでございます。で、その分病院の職員が計算し、これだけ過剰にいた、だいたいで返還致しますというところで、この北海道厚生局長からの平成22年2月15日付の文書にもありますように、返還することという命令を受けました。その後、

先程請求者が陳述した、松前町長から北海道厚生局長

と北海道知事に対する文書にありまふように、これこれを分割して返済しますという文書を出して、それが認められ、それを分割して診療報酬と相殺される形で返済し、返済し終わつてるわけでございます。即ち、これは本来施設基準を満たさない期間、いただくべきではなかつたものをもらつてしまつていたので、後から返したということ、病院の過失によつて、病院の過失によつてまるまる8千9百数十万円損したということではなく、8千9百数十万円いた、だき過ぎていたので返したということでは、です。で、町民に、或いは松前町に大きな金銭的損害を与えているものではございませぬ。

常々医師確保、看護師確保については努めております。魅力的な勤務環境、或いは研修の環境、或いは派遣看護師を雇う、看護師の修学資金の制度を整備するといったことで技術スタッ

フの確保には努めております。その期間、足りていなかったと。それを見逃したということでは、これは反省すべきことでは、今後もこのようなことがないように努めてまいります。これによつて別に8千9百数十万円まるまる損したということではございませぬので、請求者のご指摘にはあたらぬというものが、私の考えでございます。

また、請求者は、請求者の推測でいろいろおっしゃつていました。極秘裏に処理したかつたとかおっしゃつてましたし、決算の粉飾だということふうにおっしゃつていました。それにはあたらぬものと考えております。以上です。

②前松前病院事務局長から次のような陳述があつた。(陳述内容をそのまま記載した。)

それでは、ただ今の松前町職員措置請求にあたりまして、診療報酬過剰請求の

件について陳述がございました。それに対する関係人の陳述を申し述べさせていただきます。また、前回の修学資金貸付金に係る陳述においても申し述べましたが、当町のような離島等の僻地にあつては、皆さまご存知のとおり、医師はもちろん看護師始め医療スタッフの確保は至難のことでございます。

今回、措置請求に記載されている北海道厚生局により、よる施設基準の適時調査を受けた時期は、まさに当院にあつては相次ぐ医師の退職と整形外科、外科、また新たに内科が確保出来たということで医師数が大きく変動していた時でもあります。また、前回もお話し申し上げましたけれども施設基準の大幅な改正なり、特に一般病棟入院基本料の改正によって、看護配置基準や平均在日数、選択補助加算、点数などの大幅な見直しが行なわれた後でもありますので、病院としては安

定的な医師数及び看護師数の確保に修学資金の条例の設置も含め、努めながら、更に診療報酬の請求にたつては、より適正にして積極的な医療収益の確保を目指し、スタッフ共々心を砕いてきたところであります。

施設基準の中でも最も大きな、一般病棟入院基本料15対1の維持のためには、慢性的な看護師不足を補う必要のため、どうしても3ヶ月、6ヶ月勤務という短期応援看護師に頼らざるを得ない、非常に不安定な状況が続いております。現在もまだまだ応援看護師への大きな依存があります。まだ解消されておりませんが、更に患者数の増によっても変わる必要看護師数等もあり、施設基準維持は非常に困難を極めていたところでございます。スタッフ一同、少しでも大きな診療報酬の確保を目指し、鋭意努力をしてきたところであります。しかし、診療報酬の請求

にあつては、先程も申し上げましたとおり、当然適正を期していかねばならないもので、スタッフ共々気をつけてはおりまして、平成22年1月20日の北海道厚生局の適時調査が入り、医師数及び看護師数が基準に満たない月がある

と。診療報酬の請求が過剰、不適切な取扱いと認められ、早急な改善をとる指導と共に、今後は適正な運用に努めるよう、同年2月15日付で通知をいただいたところでもあります。その通知文中では、既に請求済みのものは減算算定する場合との差額分。要するに15対1から特別入院基本料に切り換えて、その差額分を返還することを求められ、自主点検し、国、道、国保連合会、社会保険診療報酬支払基金等の指導のもと、私共が保険者等の承諾をいただきながら、今後支払われる診療報酬から控除されることにより、返還することに同意したところでございます。そ

の差額分につきましては、本年ご存知のとおり、4月をもって全て返還を終了したものでございます。

厚生労働省における保険医療機関等の指導、監査等の実施については、ご存知かと思えますけれども3種類ございまして、一つとしては指導。社会保険の医療担当者として適正な療養の給付を担当させるため、療養担当規則等に定められている診療報酬。診療、調剤の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底し、保険診療、調剤の質的な向上及び適正化を図ることを目的として行うもので、個別指導、集団指導など研修会的なものがそれぞれでございます。

2点目としましては、適時調査として一定の人員、要件を充足している場合は地方厚生局長への所定の届け出を行うことにより、診療報酬の算定において通常より高い点数が算定となるものを施設基準といい、入院基本料等約300種類の施設基準等があります。施設基準を届けている保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するための調査であり、結果により届け出の内容と相違することがあれば改善報告書の提出や、診療報酬の返還が求められるものでございます。

3点目としましては、監査として、保険医療機関等の診療内容、または診療報酬の請求について不正、または著しい不当が疑われる場合等において、適確な事実関係を出頭命令、立入検査等を通じて確かめることを目的として行うもので、監査終了後確認された事実に応じ、必要な措置、保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分、取消相当処分、戒告処分、注意処分などが取られる場合、当該事項に係る診療報酬の返還期間は5年間となり、医療機関から保険者へ直接返還することに

なるものでございます。今回の当病院の事例につきましては、先程事業管理者からも、また措置請求人からもありました、2番の適時調査として行われ、結果、国道等の指導のもと、保険者等の承諾を得て診療報酬から控除をするという対応をしたところでありまして、違法な処理をしたということではございません。

また、今回の内容は本質的には過剰な請求をしていたということでありまして、本来請求出来る額との差額分を診療報酬から控除して返還したということですので、措置請求人の松前町並びに町民に多大な損害を被らせた事実の指摘ということにはあたりません。また、返還に伴う粉飾決算ということにつきましては、毎年定期的に監査を受け、また毎月例月出納検査をいただいているところであります。

よりますと、普通預金が2億2千5百万。定期預金が1億円となっております。過去振り返りますと、平成13年から6年間にわたり、町財政が厳しいということから、前年まで繰入していただいた赤字補填5千万が繰入されなくなり、資金不足が一段と進み、ついに一時借入金最大6億円にも達し、不良債務が4億6千5百万円発生するに至ったことは、皆さま方もご存知のことと思えます。現在、その時に比べましたならば隔世の感があるといつて過言ではないと思えますし、粉飾決算といわれること自体が非常に残念であり、意図的に粉飾決算をしたというところは絶対ありません。経営健全化は、今、着々と進んでいるところであろうかと思っております。前町長、現町長はじめ、院長全ての病院スタッフ関係者、そして町民の皆さまに感謝するものでございます。

ましては、監査委員から平成24年度決算の監査にあたり、種々ご指摘、ご意見をちょうだいしたところでございます。このことにつきまして、真摯に受け止めております。措置請求人のいわれる意図的に会計処理をしたということではございません。誠に申し訳ありませんけれども、ご指摘は当たらないと思えますし、監査委員のご指摘、ご意見につきましては、現職を退いておりますので恐縮でございますが、今後現在の事務局職員、医事課職員はじめ病院スタッフの皆さんに適正に対応していただきたい、今後そのように願っているところでございます。

表記に係わることの全ては、経営健全化のために査定対策委員会と院内、委員会を活発に行い、積極的に収益確保をし、永続的病院運営を続けていきたいという一心で運営を行ってきただけでございますので、措置請求人の深いご理解と

監査委員の寛大なご判断をお願い申し上げる次第です。以上です。

③松前病院事務局長から次のような陳述があつた。
(陳述内容をそのまま記載した。)

関係職員の松前病院事務局長のEです。診療報酬過剰請求に係わる陳述をさせていただきます。

全ての医療機関は、自分達の病院経営の本幹をなす診療報酬をいかに多く、いかに高く請求出来るか、常に考え経営しているところだと思っております。その基本となるのが施設基準の届け出であります。より高い診療報酬を得るために、点数表により入院基本料金はじめ、検査、画像診断、投薬、注射、リハビリ等々数え切れない基準の中から、いかに点数を取り、診療報酬を請求出来るか、日々病院が一体となって取り組んでいるところでございます。

我々松前病院の身近なと

ころを一部ご紹介しますと、ニコチン依存症管理料でございます。病院の敷地内を全面禁煙とし、更に禁煙外来も行っております。これにより金銭的には少ないかもわかりませんが、診療報酬を多くいただいているという現状もございます。施設基準の届け出をしなれば診療報酬は入ってまいりません。高い診療報酬を得るために、また病院の経営のために日々、請求人ご存知だと思えますけれど、日々分厚い本を見ながら医事職員はじめ、医師、コメディカルが頑張っている状況でございます。

この度の返還命令は、医師並びに看護師が届け出たことによるものでございます。患者数、医師数、看護師数、把握していただければならないものでございます。しかしながら、常に変動しているものでもございます。基準に満たないため、本来請求出来なかつた

もの、診療報酬としてもらえないものをいただいていたということ、厚生局の適時調査において返還を求められ、診療報酬から返還したところがございます。基準を満たせず、もらい過ぎたものをこの度お返ししたということ、請求人のいわゆる松前町並びに町民に多大な損害を被らせた事実という請求にはあたらないものだと考えてございます。

また、会計の処理の関係等につきましては、先日の議会で私、答弁させていたいただいたとおりでございます。単に事務的なミスでございました。以上でございます。

(3) 事実関係の確認
監査対象事項に関し、書類の調査及び関係職員の調査(事情聴取)により、次の事実関係を認めた。

① 施設基準等の調査
ア 平成21年12月24日付け 北海道厚労1224第16号により、松前町立松前病

院開設者宛てに「施設基準等の調査について」で平成22年1月20日に調査を実施する旨の通知があった。

イ 平成22年2月15日付け 北海道厚労0215第9号により、松前町立松前病院開設者宛てに「施設基準等の適時調査の実施結果について」次のとおり通知があった。

(通知内容をそのまま記載。診療報酬関係部分のみ抜粋)

貴院に対して、平成22年1月20日に実施した施設基準等の適時調査の結果、下記のとおり不適切な取扱いが認められたので、早急に改善するよう指導します。今後は、施設基準に則つて、適正な運用に努めてください。

記

1 医師の現員数の把握が適正でなかった。特に非常勤医師について、実勤務時間の把握、常勤換算の方法、毎月の検証が適正に行われていなかった。改善すること。

2 医療法の人員基準について、医師の現員数が標準数の100分の70を下回る(標欠)月が、平成20年1月から3月までの連続する3ヶ月、平成20年5月、平成20年10月から平成21年3月までの連続する6ヶ月に確認されたため、標欠に該当した翌月診療分の一般病棟入院基本料15対1(初期加算を含む)で既に請求済のもの、減算算定する場合との差額を返還すること。

3 上記2に伴い、平成21年1月実績に基づき届出された脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)(平成21年2月1日から算定開始)は無効となる

ので、平成21年2月から11月までの連続する10ヶ月について、全件返還すること。

4 一般病棟入院基本料(2病棟100床)について、平成20年6月から平成21年1月までの連続する8ヶ月の月平均1日当たり看護配置数が、施設基準に定める必要数を満たしていなかった。よって、暦月で1ヶ月を超えない期間の1割以内の一次的な変動に該当する平成20年6月を除く期間について、一般病棟入院基本料15対1と特別入院基本料の差額及び看護配

置加算、看護補助加算、栄養管理実施加算の全件を返還すること。

5 10略

11 上記2、3及び4については、別紙様式の返還同意書を作成し、平成22年3月24日までに北海道厚生局医療課へ提出すること(期限厳守)。

② 返還同意書の提出
平成22年3月24日付けで開設者である松前町長から北海道厚生局長及び北海道知事宛に「返還同意書」を提出していた。

その内容は、次のとおりであった。

ア 返還額については、今後支払われる診療報酬から控除されることにより返還することに同意します。(但し、社保老健・道老(社保分)については該当する市町村へ直接返還します。)

イ 返還の対象となった診療報酬の請求期間は、平成20年2月診療分から平

なお、返還対象月は、平成20年2月から4月までの連続する3ヶ月、6月、11月、12月及び平成21年1月から4月までの連続する4ヶ月診療分

ある。但し、平成20年11月、12月及び平成21年1月診療分は特別入院基本料と減算請求額との差額となる。

ある。但し、平成20年11月、12月及び平成21年1月診療分は特別入院基本料と減算請求額との差額となる。

3 上記2に伴い、平成21年1月実績に基づき届出された脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)(平成21年2月1日から算定開始)は無効となるので、平成21年2月から11月までの連続する10ヶ月について、全件返還すること。

4 一般病棟入院基本料(2病棟100床)について、平成20年6月から平成21年1月までの連続する8ヶ月の月平均1日当たり看護配置数が、施設基準に定める必要数を満たしていなかった。よって、暦月で1ヶ月を超えない期間の1割以内の一次的な変動に該当する平成20年6月を除く期間について、一般病棟入院基本料15対1と特別入院基本料の差額及び看護配置加算、看護補助加算、栄養管理実施加算の全件を返還すること。

5 10略

11 上記2、3及び4については、別紙様式の返還同意書を作成し、平成22年3月24日までに北海道厚生局医療課へ提出すること(期限厳守)。

② 返還同意書の提出
平成22年3月24日付けで開設者である松前町長から北海道厚生局長及び北海道知事宛に「返還同意書」を提出していた。

その内容は、次のとおりであった。

ア 返還額については、今後支払われる診療報酬から控除されることにより返還することに同意します。(但し、社保老健・道老(社保分)については該当する市町村へ直接返還します。)

イ 返還の対象となった診療報酬の請求期間は、平成20年2月診療分から平

成21年11月診療分であった。返還額の内訳は、次のとおりであった。

| 区 分 | 件 数 | 療養の給付 | 食事療養費 | 合 計 |
|---------|--------|-------------|-------|-------------|
| 医 療 保 険 | 493件 | 11,976,473円 | | 11,976,473円 |
| 公費負担医療 | 422件 | 13,652,762円 | | 13,652,762円 |
| 老 人 保 健 | 232件 | 831,304円 | | 831,304円 |
| 後期高齢者医療 | 1,188件 | 63,492,321円 | | 63,492,321円 |
| 合 計 | 2,335件 | 89,952,860円 | | 89,952,860円 |

③返還実績

返還額については、保険者等の承諾を得ており、年度毎の返還実績額は次のとおりであった。返還は、平成23年3月に始まり平成25年4月で終了していた。また、返還実績額は、保険者等の精査により上記返還額の内訳と若干の誤差が生じていた。

| 年 度 | 返 還 額 |
|--------|-------------|
| 平成22年度 | 5,100,070円 |
| 平成23年度 | 39,959,186円 |
| 平成24年度 | 41,615,522円 |
| 平成25年度 | 3,195,034円 |
| 合 計 | 89,869,812円 |

(4)監査委員の判断

診療報酬の返還が法第24条第1項に規定する、違法若しくは不当な公金の支出であったのか、また、松前町に損害が生じているのかどうかについて、次のとおり判断した。

①本件支出に関する違法性又は不当性の有無

施設基準等適時調査とは、基本診療料及び特掲診療料の施設基準等の届け出があった保険医療機関等を対象とし、原則として、年1回、受理後6カ月以内を目的に行う調査であり、調査の結果、届出の内容と相違する場合には、改善報告書の提出や診療報酬の返還を求めらるものである。

また、返還同意書の書式は、法令等に特段の定めはないが国と都道府県が協議し、決定していることから判断すると違法な処理にはあたらない。

よって、本件請求は、財務会計上において、違法又は不当な公金の支出にあたり、認められることはできない。

②損害の有無

上記①本件支出に関する違法性又は不当性の有無により、違法又は不当な公金の支出にあたり、認められることはできないので、松前町に損害が生じていると認められることはできない。

5 結論

以上により、これまでの本件の支出について、これを違法又は不当と認めることはできないことから、返還を求めべき事由はない。よって、本件措置請求は、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

6 意見

診療報酬の基本となる施設基準の届出は、病院経営の根幹をなすものであり、患者数の動向や医師、看護師数の把握は、日々の病院運営において必要不可欠な業務であることを認識、共有し、今後の適時調査において同じ轍を踏まないよう日常の業務に精励されたい。また、予算及び決算における会計処理、報告が適正に行われていたかについては、本来、過去における損益の修正は特別損失として、現金の支出を伴う伴わないに関わらず予算を計上すべきであり、事実と異なる報告を行ったことは、極めて遺憾である。

今後は、かかる事のないよう法令等に基づく適切な予算措置と真実な報告の提供を求めらるものである。